

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ノースサンド			コード	446A
提出日	2026/4/8	異動(予定)日	2026/4/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。 なお、当社は、2026年4月28日開催の第11回定時株主総会における承認を得て監査等委員会設置会社への移行を予定しており、現在社外監査役である役員を「社外取締役」として届け出するため(「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」参照)。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	楠本 美砂	社外取締役	○													○		有
2	渡邊 迅	社外取締役	○													○	新任	有
3	田中 俊太	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません	P&Gでブランドマネージャーを務めたほか、様々な企業のアドバイザーとして経営戦略策定の助言に携わるなど、経営戦略・マーケティング・ブランディング・新規事業開発・PRなどに関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから社外取締役として選任しております。同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しています。
2	該当事項はありません	弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから社外取締役である監査等委員として選任しております。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しています。
3	該当事項はありません	公認会計士および税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから社外取締役である監査等委員として選任しております。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。